

お知らせ

市税・国民健康保険料の夜間・休日納付相談窓口

問 納税管理課(納税推進係)
☎ 055-034-47322

問 国民健康保険課(収納係)
☎ 055-034-47277

問 スポーツ振興課(市民体育館)
☎ 055-032-72000

全館清掃のため、休館します(予約受付等の窓口業務は、8時30分から17時15分まで行います)。
とき 3月26日(日)

夜間窓口 3月22日(木)、17時15分～20時
休日窓口 3月25日(金)、9時～15時
とき 市役所2階納税管理課
市役所1階国民健康保険課

市民体育館の休館

問 スポーツ振興課(市民体育館)
☎ 055-032-72000

全館清掃のため、休館します(予約受付等の窓口業務は、8時30分から17時15分まで行います)。
とき 3月26日(日)

平成30年度 軽自動車税のお知らせ

問 市民税課(法人・諸税係)
☎ 055-034-4734

◆バイク・軽自動車の登録抹消

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

車種区分	平成27年4月以降の登録車			年額
	三輪	四輪以上	年額	
三輪	3000円	3100円	4600円	平成17年3月までの登録車(経年車重課)
自賃物用	1万円	2万円	1万円	平成17年3月までの登録車(重課)
乗用	8000円	1万円	2万円	平成17年3月までの登録車(重課)
自家用	6000円	1万円	2万円	平成17年3月までの登録車(重課)
自家用	5000円	4000円	6000円	平成17年3月までの登録車(重課)
乗用	3000円	4500円	6000円	平成17年3月までの登録車(重課)
自家用	3000円	4500円	6000円	平成17年3月までの登録車(重課)

定を受けた年月)に応じた税額が適用されます。平成30年度の経年車重課対象車両は、初度検査年月が平成17年3月以前のものとなります。

沼津駅周辺総合整備事業の模型展示と概要説明を行います

問 推進課
☎ 055-034-47608

鉄道高架事業をはじめとした沼津駅周辺総合整備事業の完成イメージ模型の展示やイメージCGの上映により、事業の概要等の説明を行います。

とき 3月12日(月)～14日(水)
ところ プラザヴエルデ内キラメツセぬまづ駅フランジ
※10時～16時の間は、担当職員が説明を行います。

とき 3月12日(月)～14日(水)
ところ プラザヴエルデ内キラメツセぬまづ駅フランジ
※10時～16時の間は、担当職員が説明を行います。



Jアラートの情報伝達訓練を実施します

問 危機管理課(防災地震係)
☎ 055-034-4803

「ニアラート」の全国一斉情報伝達訓練を実施します。このシステムは、地震や武力攻撃などの際、国からの緊急情報を人工衛星を通じて受信し、同報無線を自動起動させることにより瞬時に市民の皆さんに伝達するものです。とき 3月10日(日)、13時30分～15時

成30年3月までのもので、一定の環境性能を有する車両は、平成30年度分に限り軽減します。

市民伝言板

このコーナーの催しは参加無料です。

問 静岡県ナースセンター
☎ 054-202-1761

各病院等での簡単な看護体験、関係者との交流などを行うイベントです。
申込期間 4月20日(月)～23日(木)
※開催日程、施設等の詳細は、ホームページをご覧下さい。

ホームページアドレス
<http://www.shizuoka-na.jp/>

3月は自殺対策強化月間です

問 健康づくり課(保健センター)
☎ 055-051-34800

3月は進学や就職などの年度替わりに伴い、生活環境が大きく変わるけど、自殺者が増加する傾向にあります。一人で悩まず相談しましょう。

相談窓口 開設日・電話番号
とき 3月12日(月)～21時
ところ プラザヴエルデ内キラメツセぬまづ駅フランジ
※10時～16時の間は、担当職員が説明を行います。

相談窓口 開設日・電話番号
とき 3月12日(月)～21時
ところ プラザヴエルデ内キラメツセぬまづ駅フランジ
※10時～16時の間は、担当職員が説明を行います。

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

平成30年度 軽自動車税のお知らせ

問 市民税課(法人・諸税係)
☎ 055-034-4734

◆バイク・軽自動車の登録抹消

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にしましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3月中にましょう。

◆軽四輪車等の税額

初度検査年月(初めて車両登録の指

第8回東北支援チャリティうまいもののマルシェ

問 地域活性化課(山王会)
☎ 055-034-4734

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合、月割りの還付はありません。譲渡、処分または紛失したバイク・軽自動車の廃車手続きは、3